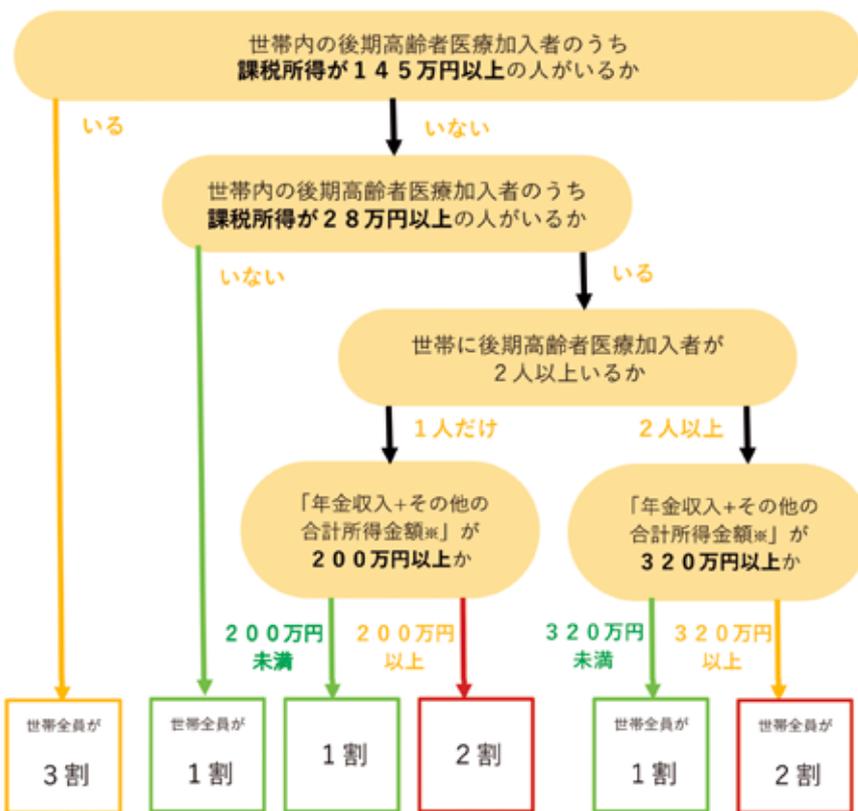


## 2割負担対象となるかの判定

窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、後期高齢者医療加入者の課税所得■や年金収入■を基に、世帯単位で判定します。

具体的には、令和3年中の所得を基に負担割合の判定を行い、令和4年10月からの負担割合を決定します。

- 課税所得とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除や社会保険料控除などの所得控除を差し引いた後の金額)のことです。
- 年金収入とは、公的年金等控除を差し引く前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は含みません。



3割に該当する人であっても、申請により1割または2割になる場合があります。

※上図中の「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた金額です。

## 2割負担となる人には、負担を抑える配慮措置があります

10月1日の施行後から3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となる人であっても、1カ月の負担増加額の上限を3,000円とします(外来医療のみ。入院の医療費は対象外)。

配慮措置の適用で払い戻しの対象となる人には、高額療養費として、登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

なお、口座を登録していない人には、9月頃に県広域連合が口座登録の申請書を送付します。

## 令和4年度後期高齢者被保険者証の2回交付

7月頃に交付する、令和4年度被保険者証の有効期限は、全ての人が「令和4年8月～9月」までの2カ月間となります。

9月頃、10月からの新しい被保険者証を全ての人に交付します。

発送時期が決定したら、あらためて本紙などでお知らせします。

## 問い合わせ先

今回の制度改革の背景など

厚生労働省コールセンター

☎ 0120 - 002 - 719

【月曜～土曜の午前9時～午後6時(祝日を除く)】

※開設は3月末まで

今回の制度改革による負担割合の大まかな算定・配慮措置

県後期高齢者医療広域連合

☎ 368 - 6511(代表)

健康保険課 保険年金係

☎ 286 - 3113(直通)

不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)、または消費生活センター(188)に問い合わせてください。